

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことで、経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方にに基づき、経営意思決定の迅速化ならびに経営責任及び業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会及び監査役会のもと、経営の監督機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しております。

当社は、株式会社東京証券取引所よりプライム市場への一次適合判定を受けており、プライム市場向けの内容を含めた改訂後のコードに基づいて記載を行っております。

【補充原則 2-3-1 サステナビリティを巡る課題への対応】

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点からこれらの課題に積極的・能動的に取り組むように取締役会での議論を深めております。

【補充原則 2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、従来から性別や国籍に関係なく、能力・実績・経験を重視する実力重視の人材活用を推進しております。

社会構造・産業構造が大きく変動していく昨今の状況の中、企業価値の向上と継続的な成長を実現させるためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、技能・背景・属性が異なる人材を能動的に採用しつつ、これらの人材が活躍できる職場環境を整備しております。

当社の管理職のうち8割を中途採用者が占めており、実力重視の人材政策が反映されています。現時点で女性や外国人の管理職登用はなく、人数や構成割合の目標値等は定めておりませんが、前述の通り性別や国籍に捉われない人事評価を行うことを基本方針としております。

【補充原則 3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

当社は、以前より環境(E)への配慮、社会(S)貢献、ガバナンス(G)の強化等を会社の存続、成長のための重要課題と捉え、諸施策を実行してまいりました。その成果に関しましては、当社HP等に開示しております。しかしながら、現時点ではそれらの重要課題をサステナビリティ課題として取りまとめた上で、基本的な方針を策定して開示するという事は実施しておりません。

今後は、サステナビリティを巡る課題により積極的・能動的に対応するため、当社として可能な範囲で、その枠組みをどのように整備していくのか、取締役会でも議論を行い推進していく予定です。

【補充原則 4-2-2 サステナビリティを巡る取組みについての基本方針】

当社は、中長期的な企業価値向上の観点からサステナビリティを巡る取組みを経営戦略の重要な構成要素と捉え、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が持続的な成長に繋がるよう、サステナビリティの基本方針の策定を取締役会で検討しております。

【補充原則 4-11-1 取締役会全体のスキル等のバランス、取締役の選任に関する方針】

当社は、以前より取締役会の機能発揮のため、当社が必要と考える知識・経験・能力に加え、就任年数に関する適切な組み合わせをできるだけ確保すべく、取締役候補者を選び、株主総会で株主の承認を得るようにしております。しかしながら、これまでは各取締役の知識・経験・能力等を一覧化した開示はしていませんでした。

今後は、まず当社の中長期的な経営の方向性等に照らして必要となる、取締役会が備えるべきスキル等を特定した上で、当社役員の有するスキル等の組み合わせについて、スキル・マトリックス等を利用することにより、株主総会の招集通知において開示を行うことを予定しております。

【補充原則 5-2-1 経営戦略等の策定・公表】

当社のような事業形態におきましては、技術の変化、顧客ニーズの変化に対し、迅速かつ柔軟にその時々での経営判断を行うことが重要となっております。そのため、当社は中期計画の公表を行っておりませんが、当社の経営戦略を有価証券報告書、事業報告において公表するとともに、投資家に対する説明会、個別面談を通して株主・投資家の皆様にご理解いただけるよう対話を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、株主総会での機関投資家の議決権行使環境の改善を目的とした、議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳を実施しております。

【原則1-4 政策保有株式】

・政策保有株式に関する方針・考え方

当社が今後も成長するために、研究開発・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため事業戦略、取引先との事業上の関係において、当社の営業活動、事業活動又は財務活動の取引関係強化に資するかどうかを判断して保有しています。

・政策保有株式の保有の適否の検証

政策保有株式の保有合理性について、保有先との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保など事業戦略に係る定性的な観点の他、配当収益その他の経済合理性などの定量的な観点もふまえて、毎年取締役会において検証します。現在売却予定の銘柄はありません。

・政策保有株式の議決権に関する具体的な基準を策定

議決権の行使は、画一的基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針、戦略等を十分尊重した上で当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かとしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の利益相反取引及び競業取引については、取締役会規程に従い、必要に応じて取締役会に付議するなど会社に不利益とならない体制を整えています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念

1. エレクトロニクス業界の発展を支える電子材料を供給する化学企業としての自負と社会的使命を自覚しよう。
2. 増大する海外市場からの要望にスピーディに対応できる販売体制と技術サービス体制を有するグローバル企業として、顧客の信頼を勝ち取る。
3. 化学の力で問題を解決し、独創性と知的財産を重んずる、21世紀のファインケミカル企業を目指そう。
4. 企業行動規範を遵守し、環境保全と安全管理により社会との調和を図って行こう。

経営戦略、経営計画

当社はファインケミカル企業なので、経営計画は売上ではなく利益を基本方針にしています。目標実現のためには設備投資ではなく創造力のある人材への投資が重要と考えています。具体的な経営戦略、経営計画については、決算報告会、報告書等で説明しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方

当社は更なる企業価値の向上に向け、効率的な経営を行うとともに、公正かつ透明性の高い経営体制を目指しています。各事業年度における経営責任の明確化ならびに経営環境の変化に迅速に対応した機動的な経営体制の実現に向け取締役の任期を1年としています。

基本方針

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. スピーディな意思決定と事業遂行の実現
3. アカウンタビリティ(説明責任)の明確化
4. 迅速かつ適切で公平な情報開示

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定されています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補の指名方針

経営陣幹部及び取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。なお、社外取締役の独立性確保のための基準は原則4-9に記載のとおりです。

監査役候補の指名方針

マネジメントの監査に関する適切な知見を有すると同時に、会社経営の経験や様々な分野に関する豊富な知見等、全体のバランスを考慮して選任し、財務会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての手続

取締役・監査役候補の指名については、指名報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて答申し、取締役会で決議し株主総会議案として提出しています。なお、監査役候補については事前に監査役会で協議し同意を得ております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の選任・指名については招集通知に略歴等を含め、掲載しています。

【補充原則 3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、海外投資家等への情報の開示・提供のために、英文決算短信・英文決算説明資料・英文招集通知(要約)を当社ウェブサイトに掲載して

おります。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令上の取締役会における決議事項、またこれに準じる重要性の高い事項に関しては、取締役会規程に定め、取締役会において判断・決定しています。また、経営の効率化を高め、迅速な意思決定をするため、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役会長兼社長へ委任しています。

取締役会において議論され決議された経営戦略や経営計画等の方針を、業務執行に関わる当社の経営陣に委任しています。

【補充原則 4-3-4 内部統制・全社リスク管理体制】

当社は、コンプライアンスオフィサーを取締役会で選出、また内部監査室を設置しリスク発生の未然防止、並びにリスク管理に取り組み体制を構築しております。JPC企業行動規範を制定し、全社員に浸透を図っています。さらに、取締役会が内部統制が機能していることの確認及び、業務プロセスの適正性をモニタリングしています。

【原則4-8 独立社外取締役の選任の割合】

当社は、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、社外取締役は5名中2名の選出としております。

【補充原則 4-8-3 支配株主を有する上場会社における独立社外取締役の選任】

当社は支配株主を有してはおりません。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全化と透明性のより一層の向上を図るため、当社における社外取締役を独立役員として認定する独立性基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により、当社の社外役員の独立性に関する基準を定めています。さらに、取締役会では、次の当基準に基づき、率直で活発、建設的な検討への貢献が期待できる独立社外取締役の候補者を選定することとしています。

社外役員の独立性に関する基準
当社と重大な利害関係がない者

以下の(1)～(8)に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、当社と重大な利害関係のない独立取締役であるとみなす。

- (1)当社の業務執行者
- (2)当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
・当社に対して製品又はサービスを提供している取引先で、直前事業年度における当社への当該取引先の取引額が、売上高の2%以上の場合
- (3)当社の主要な取引先またはその業務執行者
・当社が製品又はサービスを提供している取引先で、直前事業年度における当社の当該取引先への取引額が売上高の2%以上の場合
- (4)当社が主要株主(議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- (5)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (6)過去5年間に於いて上記(2)～(5)まで該当していた者
- (7)上記(1)～(5)に掲げる者の二親等内の親族または同居の親族
- (8)当社の主要株主(議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)又はその業務執行者

【補充原則 4-10-1 独立した指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、取締役の指名や報酬などに係る意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、独立社外取締役が構成員の過半数を占める指名報酬諮問委員会を設置しております。

【補充原則 4-11-2 他の上場会社の役員を兼任する場合には、その兼任状況を毎年開示すべき】

社外取締役及び社外監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しています。なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、出席率など合理的な範囲にとどめています。

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を開示すべき】

評価方法

取締役会の実効性に関する質問票をすべての取締役及び監査役に配布し、回答を得ました。取締役及び監査役の回答を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析及び評価を行いました。

取締役会の実効性に関する分析及び評価結果の概要

当社取締役会は、質問票の回答から業務執行に係る意思決定および監督において、コーポレートガバナンス・コードが定める役割・責務を適切かつ実効的に果たしていると評価しました。昨年改善の余地が認められた企業価値向上に関する意見及び中長期的な経営課題に関する意見が改善された一方、取締役会における説明の十分性及び審議時間、発言機会の十分性に改善の余地があることが確認されました。昨年以上に企業価値向上及び中長期的な経営課題に関する議論が充実しつつあり、引き続き当社の大きな方向性に関する議論の充実を図るよう取り組んで参ります。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社外取締役・社外監査役を当社に迎えるに際し、社内見学を初め、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報等について必要な情報習得のための研修を行っています。取締役・監査役は期待される役割・責任を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー、外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでいます。その費用につきましては、取締役・監査役の請求等により、社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

代表取締役、IR担当取締役及び経営企画部のIR担当者等によりIR活動をおこなっております。機関投資家、アナリスト向けに決算説明会を年2回行っており、個人投資家向けにはウェブサイト上で決算の概要説明と会社説明会で使用した資料も掲載しております。機関投資家からの個別取材については訪問、電話会議等で積極的に対応しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	651,500	11.13
光通信株式会社	461,600	7.88
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	307,100	5.25
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	272,300	4.65
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	193,583	3.31
下田 益弘	189,300	3.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	158,400	2.71
公益財団法人JPC奨学財団	150,000	2.56
明治安田生命保険相互会社	135,200	2.31
ワタナベホールディングス株式会社	118,300	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しています。
大株主の状況に記載していませんが、当社は自己株式462,819株(7.33%)を保有しています。
大株主の状況の所有割合は、発行済み株式総数(6,317,200株)から自己株式(462,819株)を控除した株式数(5,854,381株)を分母として計算しております。

バーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドから、2016年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2016年5月31日現在で394,700株(6.25%)の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

ひびき・パース・アドバイザーズ株式会社から、2021年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書により、2021年10月1日現在で425,900株(6.74%)の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
林 健二郎	他の会社の出身者													
大畑 康壽	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 健二郎			経済、金融全般に精通した知識、経験があり、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

大畑 康壽		国際ビジネスと金融ビジネス並びに企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
-------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

特になし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画及び監査の実施状況の報告等の会合を開き、情報交換を行い、相互に連携しております。
また、社長の直轄の内部監査室を設けており、監査役は、内部監査室長から期初に監査計画に説明を受け、期中は適宜内部監査結果の報告を受け、情報交換と問題意識の共有化を図ることにより連携を深めて監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 徳男	他の会社の出身者													
徳岡 浩	他の会社の出身者													
横松 勝巳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 徳男			他の会社で長年にわたり経理・経営企画等の業務や経営に携わっており、豊富な経験と財務・会計に関する十分な知見を有していることから当社の監査の実効性を向上していただくため監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
徳岡 浩			コーポレート・ガバナンスやシステムに精通した知識、経験を当社の監査の実効性を向上していただくため監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
横松 勝巳			他の会社で永年にわたり経営に参画し、事業・経営企画及びマネジメントに関する相当程度の知見を有していることから、当社の監査の実効性を向上していただくため監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号、同226条第4項第6号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く。)を対象にストックオプション制度を導入しています。
また、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを2021年6月18日の株主総会に付議し、承認可決されました。つきましては、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てのための株式報酬を廃止し、上記の取締役の報酬額とは別枠として、新たに本譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

現在のストックオプション制度は以下の通りです。

・株式報酬型ストックオプション:当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたストックオプション(譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、今後は株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないことといたしております。)

・通常型ストックオプション:当社取締役(社外取締役を除く。)及び従業員に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的としたストックオプション

譲渡制限付株式報酬制度は、当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした制度です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書にて、取締役、監査役の報酬額を開示しております。

1. 社外取締役を除く(取締役(6人)の報酬等の総額	165,251千円
2. 社外役員(6人)の報酬等の総額	31,687千円
計(12人)	196,939千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は役員報酬規程等に定められており、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会が指名報酬諮問委員会に一任した上で決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役や社外監査役に対して事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役の指名、報酬などに係る意思決定に独立社外取締役が適切に関与する体制を構築し、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし、2019年6月21日から指名報酬諮問委員会を設置しております。

当社業務執行に関しては、取締役会を原則月1回開催しております。当社は事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。取締役会を中心とした意思決定プロセスへの審議を充実させるため、取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについて事前に検討し付議を行う機関として経営会議を設置しています。経営会議は、社内取締役、常勤監査役及び各部門長から構成されており、主に当社の経営方針及び経営戦略等に関して審議を行います。

なお、予算の進捗等、事業遂行状況についてもこの経営会議にて審議を行っています。

また、経営会議の下部機構として、取締役・監査役・使用人で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議しております。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」に基づき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行っています。

内部監査は、内部監査室が当社各部門における業務執行に適正性、健全性を確保し、業務の一層の効率化を図ることを目的として、年1回を目処に各部門の監査を実施しております。内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部監査報告書を社長に提出いたします。社長から被監査部門へ改善指示書が出され、改善指示事項の回答書を被監査部門が社長に提出し、内部監査室はその実施状況について確認いたします。

監査役会は、取締役の職務の適正性及び妥当性について監査を行っています。監査役は、取締役会への出席、個々の取締役へのヒアリング、重要書類の閲覧に加え、各部門の往査またはヒアリングを実施し、経営上の課題や重要なリスク等を把握しております。

会計監査につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等は、以下のとおりです。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士及び公認会計士試験合格者によって構成されております。

指定社員業務執行社員・・・森田 高弘、宇田川 聡

所属する監査法人名・・・EY新日本有限責任監査法人

いずれも継続監査年数については、7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制は、当社経営における意思決定及び業務執行ならびに監督に当たり有効に機能しており、現時点で最適な方法と認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第50期定時株主総会は、2021年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、他社よりも早い株主総会の開催に努めております。なお、第50期定時株主総会は、2021年6月18日に開催をいたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権を行使できる環境を株主様に提供しております。その行使方法等については、招集通知においてご案内しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 招集通知を総会開催日の24日前となる2021年5月25日に当社ウェブサイトに掲載いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.netjpc.com/english/)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回、第2四半期及び期末決算開示後実施しており、代表者による業績及び今後の事業展開等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにワン・オン・ワンの個別ミーティングを行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として投資家向け情報を掲載する中に個人投資家向けコーナーも設置し、当社の事業内容を分かりやすく説明するコーナー等ホームページの充実を図っております。 詳しくは、当社ウェブサイトをご参照ください。 https://www.netjpc.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」を定めステークホルダーの立場の尊重について規定しております。また「コーポレートガバナンスの基本方針」にも各ステークホルダーの立場の尊重について冒頭で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2019年2月1日に資質優秀な理工学を学ぶ学生に給付型奨学金を支給し、人材育成、学問の奨励をはかり、世界で活躍する若人を育てることを目的として一般財団法人JPC奨学財団を設立しました。なお、当財団は2020年4月1日に公益財団法人JPC奨学財団として内閣府から認定されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、経営企画部が主体となり情報の適時開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【A. 内部統制システム構築の基本的考え方】

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員(取締役、監査役又はこれらに準ずるものを言います。)及び使用人(社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。)が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】

1. エレクトロニクス業界の発展を支える電子材料を供給する化学企業としての自負と社会的使命を自覚しよう。
2. 増大する海外市場からの要望にスピーディに対応できる販売体制と技術サービス体制を有するグローバル企業として、顧客の信頼を勝ち取る。
3. 化学の力で問題を解決し、独創性と知的財産を重んずる、21世紀のファインケミカル企業を目指そう。
4. 企業行動規範を遵守し、環境保全と安全管理により社会との調和を図って行こう。

当社は、この経営理念の下、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の4つを掲げています。

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. スピーディな意思決定と事業遂行の実現
3. アカウンタビリティ(説明責任)の明確化
4. 迅速かつ適切で公平な情報開示

これらをもとに、社会環境・法制度などの変化に応じて当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、見直しを行う所存です。

【B. 内部統制システム構築の個別体制】

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底する。
- (2)「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任する。
- (3)コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について取締役会に報告する。
- (4)監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
- (5)執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的を実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
- (2)取締役・監査役及びコンプライアンス・オフィサー等で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、リスク管理体制の整備・充実を図る。
- (3)個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」に基づき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会を原則月1回開催し、独立性の高い社外取締役及び社外監査役出席のもと重要事項の決定、業務執行状況の監督を行う。
- (2)取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略・経営計画等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役、常勤監査役及び各部門長により構成される経営会議を設置する。
- (3)組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
- (4)「指名報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名や報酬に関する意思決定の客観性と透明性を高める。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。配置された使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、または当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- (2)使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
- (3)監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止し、その旨取締役・使用人に周知する。

7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- (2)監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
- (3)会計監査人が監査役にその監査計画及び監査実施状況の報告等を定期的に行うほか、内部監査室も内部監査結果を定期的に監査役に報告するなど、監査役、内部監査室及び会計監査人の3者の連携強化が図られる体制の確保に努める。
- (4)監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

以上により、内部統制システムの構築に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「企業行動規範」に定め、基本方針としております。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. ディスクロージャーについての考え方

当社は、株主、投資家、顧客、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正評価を可能とするため、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示を行います。

当社は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所規則を遵守し、内容的にも時間的にも公平な開示に努めます。また、当社は、説明会、インターネット、各種印刷物を始めとする多様な情報伝達手段を活用し、より多くのステークホルダーの皆様にわかりやすい開示を行うよう努めます。

2. 適時開示にかかる社内体制

(1) 適時開示の担当部署

取締役会で任命された情報開示担当役員の指揮下、経営企画部長を情報開示責任者に、経営企画部を開示担当部署としています。

(2) 適時開示要否の判定

経営関連情報が開示すべき重要事実等に該当するか否かを審議するためディスクロージャー会議を設置し、社長、情報開示担当役員、情報開示責任者を含む会議構成員による審議を通して、適時開示要否の判定を行います。

(3) 適時開示の実施

原則として、東京証券取引所の適時開示規則に従い、同取引所が運営する適時開示情報伝達システム(TDnet)において開示し、そのうえで遅滞なく報道機関への発表及びその他の法令・諸規則の定める開示手続を行います。また、あわせて当社のウェブサイトに開示内容を掲載いたします。

(4) 適時開示のモニタリング

内部統制の一環として、内部監査室が適時開示業務全般の監査を行うとともに、必要に応じて監査結果を取締役会等で検証いたします。

【企業統治体制の概要図】

